

お客様各位

野村證券株式会社

最良執行方針等に係る制度変更に伴う弊社「最良執行方針」の一部改定について

いつも格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて早速ではございますが、金融商品取引法の改正により最良執行方針等に係る制度が変更され、2024年1月以後、金融商品取引業者は原則として個人投資家のお客様に対してはより価格を重視した最良執行方針とするか、価格以外の事項（約定可能性等）を重視した最良執行方針とする場合にはその旨等を各社の定める「最良執行方針」上で公表することとなりました。

これを受けて弊社では、2025年を目途に、個人・法人のお客様からいただいた国内上場株式等の売買注文の執行に際して、SOR（スマート・オーダー・ルーティング。（注）参照）を導入する方針で対応を進めております。このため、2024年1月からシステム対応が整うまでの間は、これまでと同様の方針に基づいて執行を行うこととし、2024年1月1日からの「最良執行方針」にもその旨を明記いたしますので、ご案内申し上げます。

(注) 「SOR（スマート・オーダー・ルーティング）」とは、複数の金融商品取引所やPTS（私設取引システム※）の気配情報を比較し、執行価格が最良となるよう自動的に売買注文を執行することをいいます。SORを利用するにより、複数の取引施設の気配情報を取得・比較し、全体として最良の約定価格となるよう取引施設に注文を分割して執行することができ、より有利な価格で約定できる可能性があります。

※ PTS（Proprietary Trading System）とは、コンピュータシステムを利用して、同時に多数の者を相手に、有価証券の売買等を組織的に行うもので、金融商品取引業者が運営し、金融商品取引所と類似の機能を持っています。

「最良執行方針」新旧対照表

(下線部変更)

新	旧
<p>【最良執行方針】</p> <p>弊社は、<u>2025年を目途に、弊社の定める銘柄についてSOR</u> <u>(※)による執行を行うため、システム対応等の準備を進めて</u> <u>おります。SORによる執行を開始するまでの間は、最も流動性</u> <u>の高い金融商品取引所において執行することがお客様にとって</u> <u>合理的であると考えられることから、これまでと同様、次に</u> <u>掲げる方針に基づいて執行いたします。</u></p> <p><u>(※) 「SOR」とは、「Smart Order Routing」の略で、複数</u> <u>の金融商品取引所及びPTSの気配情報を比較し、執行</u> <u>価格が最良となるよう売買注文を執行することをいい</u> <u>ます。</u></p> <p>(同右)</p>	<p>【最良執行方針】</p> <p>(新設)</p> <p>1.～2. (略)</p>

新	旧
<p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>お客様の注文を執行するにあたっては、複数の十分な流動性のある金融商品取引所及びPTSの気配を比較し、極力お客様に有利な価格で約定できる機会を探すことが最良の執行結果を得るためにには合理的と考えられます。しかしながら、このような執行を行うためにはシステム対応等に一定の期間を要するため、それまでの間は、多くの投資家の需要が集中している金融商品取引所において執行することが、価格の透明性、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れています。お客様にとって合理的であると判断し、当該方法を選択します。また、複数の金融商品取引所に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所において執行することが、上記同様、お客様にとって合理的であると判断し、当該方法を選択します。</p> <p>4. その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各銘柄が上場する金融商品取引所、通信回線業者または弊社のシステムの障害により当該金融商品取引所への取次ぎが行えない場合、金融商品取引所への取次ぎを停止します。その他、システム障害等により、やむを得ず、上記2. 及び(1)に定める方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(同右) 以上 2024年1月</p> <p>弊社では、別途、グローバル・マーケットに口座を開設されている法人のお客様向けの最良執行方針を定め、ホームページ上で公表しております。</p>	<p>3. 当該方法を選択する理由</p> <p>金融商品取引所には多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、多くの場合、価格の透明性、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れています。ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品取引所に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所において執行することが、上記同様、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</p> <p>4. その他</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) システム障害等により、やむを得ず、上記2. 及び(1)に定める方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(以下、略) 以上 2018年4月</p> <p>(新設)</p>

以上

ストックオプション 専用口座取引約款

個人のお客様用

野村證券

【当社の勧誘方針】

当社は、「金融サービスの提供に関する法律」「金融商品取引法」、その他関係諸法令・諸規則を遵守し、以下の方針に則り、お客様に金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

1. お客様の金融商品に関する知識や、投資経験・財産の状況・投資目的等のお伺いいたしました事項を総合的に勘案し、適切な勧誘・アドバイスに努めます。
2. お客様に「金融サービスの提供に関する法律」に係る重要事項を正しくご理解いただくことに努めます。また、お客様ご自身に適切な投資判断を行っていただくために、商品内容やリスク等について十分かつ正確なご説明を行うことに努めます。
3. お客様の誤解を招くことがないよう、正確な情報を提供することに努めます。
4. お客様からのお問合わせには、迅速かつ適切な対応に努めます。また、お客様のご意見・ご要望を真摯に受け止め、勧誘・アドバイスに活かしてまいります。
5. お客様のご迷惑とならないよう、勧誘・アドバイスを行う時間帯、場所、方法について十分に配慮いたします。
6. お客様に適正な勧誘・アドバイスを行うため、社内教育・研修の充実に努めます。
7. 口頭での説明はもちろんのこと、当社のホームページ上においても、お客様にとってわかりやすい適切な表示・ご案内を行うよう努めます。

以上の方針は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づく「勧誘方針」です。

勧誘・アドバイスに関し、お気づきの点がございましたら、お取引店までご連絡ください。

以上

「金融サービスの提供に関する法律」(金融サービス提供法)により、証券会社等はお客様に金融商品を購入していただく前に、同法律が定める重要な事項を説明することとされています。

つきましては、国内(円建て)および外貨建ての株式・債券・CB(転換社債もしくは転換社債型新株予約権付社債)の7商品についての重要な事項を以下に記載いたしますので、よくお読みのうえ、それぞれの商品を購入してください。なお、投資信託の重要な事項につきましては、購入時に「目論見書」をご覧になり、その内容を確認してください。

【金融サービス提供法に係る重要なご説明】

■国内株式

株価の下落により損失を被ることがあります。

また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。

■外国株式

上記に加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

■円建て債券

債券は、金利変動等による債券価格の下落により損失を被ることがあります。

また、倒産等、発行体の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。

■外貨建て債券

上記に加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

■個人向け国債

発行後一定期間は中途換金することができません。

■国内CB(円建ての転換社債または転換社債型新株予約権付社債)

CBは、転換または新株予約権行使の対象となる株式の価格下落や金利変動等によるCB価格の下落により、損失を被ることがあります。

また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。

なお、株式への転換または新株予約権の行使を請求できる期間には制限がありますので、ご留意ください。

■外貨建てCB(外貨建ての転換社債または転換社債型新株予約権付社債)

上記に加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

【最良執行方針】

1. 対象となる有価証券

株券、新株予約権付社債券、投資信託（いずれも国内の金融商品取引所に上場されているもの）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」。

なお、弊社におきましてはフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」は原則としてお取扱いしておりません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

弊社では、お客様からいただいた上場株券等に係る売買注文は、特にご指定のない限り、すべて国内の金融商品取引所の売買立会による市場に委託注文として次の要領で取次ぎます。なお、お客様からご指定のない限り、PTS（私設取引システム）への取次ぎは行っておりません。また、弊社店頭における取引所外売買（弊社との相対取引または弊社の媒介）での執行は、お客様との間で取引所外売買で行う旨を確認した場合に限って行います。

- ① お客様が執行すべき金融商品取引所を指定された場合は、ご指定の金融商品取引所に取次ぎます。
- ② お客様から委託注文を受託しましたら、国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所に取次ぎます。金融商品取引所の売買立会時間外に受託した委託注文は、当該金融商品取引所が売買立会の注文受付を開始した後に取次ぎます。
- ③ ②における委託注文の金融商品取引所への取次ぎは、次のとおり行います。
 - (a) 上場している金融商品取引所が1箇所（単独上場）である場合には、当該金融商品取引所へ取次ぎます。
 - (b) 複数の金融商品取引所に上場（重複上場）している場合において、お客様から執行すべき金融商品取引所の指定がないときは、当該銘柄の一定期間における売買高等に基づき、最も流動性が高い市場として弊社が選定した金融商品取引所（以下、主要市場といいます）に取次ぎます。
なお、銘柄毎に弊社が選定した主要市場は、弊社ホームページ（<https://www.nomura.co.jp/>）に掲載するほか、弊社の本支店、コールセンター等にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。
 - (c) 上記(b)において、お客様から、翌日以降まで有効なご注文をいただいた場合、受託当日における主要市場に当該注文の有効期間を通じて取次ぐこととします。
- ④ 国内の金融商品取引所に上場されている外国証券の取扱いは、次のとおり行います。
 - (a) 買付注文は、国内の金融商品取引所に取次ぎます。（複数の金融商品取引所に上場している場合は、上記①から③にしたがって取扱います。）
 - (b) 国内の金融商品取引所が指定した決済会社の管理している証券の売却注文は、上記①から③に準じた方法で国内の金融商品取引所に取次ぎます。
 - (c) 上記(b)以外の証券の売却注文は、外国取引として取扱います。

3. 当該方法を選択する理由

金融商品取引所には多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、多くの場合、価格の透明性、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所において執行することが、上記同様、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

- (1) 次に掲げる取引は、上記2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
 - ① お客様から執行方法に関するご指示（弊社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所、PTS等の取引場所のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引
当該ご指示いただいた執行方法（ただし、弊社が応じることのできる方法に限ります。）
 - ② 投資一任契約等に基づく執行
当該契約等においてお客様から委任された範囲内で弊社が選定する方法
 - ③ 株式累積投資等、取引約款、各種規定等において執行方法を特定している取引
当該執行方法
 - ④ 単元未満株及び端株の取引
単元未満株の売買については、単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法（発行会社への買取請求をご希望の場合は、買取請求のお取扱いといたします。）
 - ⑤ オンライン信用取引の決済
新規建てを行った金融商品取引所で執行するものとします。
- (2) システム障害等により、やむを得ず、上記2.及び(1)に定める方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。
- (3) オンラインサービスでのご注文の際は、あらかじめ主要市場が表示されていますが、お客様ご自身で執行する金融商品取引所を指定していただくことも可能ですが（ただし、オンライン信用取引の決済においては上記(1)で定める制約がございます）。

この最良執行方針は、金融商品取引法の規定にしたがい、お客様にとって最良の取引の条件でご注文を執行するための方針及び方法を定めたものです。最良執行義務とは、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目すれば最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務に違反することにはならないものとされております。

以上

2018年4月

【野村の個人情報保護方針】

野村證券株式会社およびその役員・社員等は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、関係諸法令および監督当局のガイドラインなどを遵守し、以下の基本方針を定めます。

1. 個人番号を含む個人情報（以下「個人情報等」といいます。）は、法令に則って取得し、その内容は、正確・最新となるよう努めます。
なお、当社の個人情報等の主な取得方法について、ホームページの「個人情報保護方針」に詳細を掲載しております。
2. 個人情報等の利用は、利用目的の範囲を超えては行いません。特に個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。また、第三者への個人情報等の開示・提供は、法令に基づきその開示が義務づけられるなどの正当な理由がない限り、本人の承諾なしに行いません。
3. 個人情報等の流出、不正利用などを防止するために、役員・社員等への教育を徹底します。また、管理・点検の責任者を任命し、適正な管理体制を整備します。
4. 個人情報等を外部委託先に取扱わせる場合には、その委託先においても個人情報等の保護が図られているかについて、責任をもって監督します。
なお、当社が外部委託をしている業務のうち、個人情報等の取扱いを伴う主な業務について、ホームページの「個人情報保護方針」に詳細を掲載しております。
5. 個人情報等については、本人の請求により、開示・訂正・利用停止などを法令に則り行います。この場合、所定の費用を頂戴することがあります。

※ 野村證券の「個人情報保護方針」のホームページアドレスは、<https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html>です。

右記からもご覧いただけます。



野村證券の本店所在地、代表者、その他の会社概要は、ホームページをご覧ください。

個人情報等の利用目的や開示・訂正・利用停止など個人情報に関するお問い合わせは、お取引の部店、または最寄りの野村證券の本・支店、あるいは個人情報相談窓口にご連絡ください。

なお、開示等の請求については、当社所定の請求書その他必要書類をご提出いただき、本人確認をさせていただきます。

個人情報相談窓口：野村證券株式会社 お客様相談室
〒103-8011 東京都中央区日本橋1-13-1
電話：03-3211-1811

また、お客様の声も踏まえて、個人情報等の保護に関する管理体制等のプログラムは適宜見直し継続的な改善に取り組んでまいります。

野村證券は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

日本証券業協会 個人情報相談室
電話：03-6665-6784
ホームページアドレス：<https://www.jsda.or.jp/>

個人情報の利用目的

1. 有価証券・金融商品・金融取引その他の取扱商品の勧誘・販売・運用およびそれに関するサービスのご案内（お客様の閲覧履歴などの分析結果を利用した、最適サイトの表示、広告配信その他の営業活動を含む）を行うため
2. 当社または関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売・サービスのご案内ならびに関連会社のご紹介を行うため
3. 適合性の原則などに照らし、商品・サービスのご提供の妥当性を判断するため
4. お客様ご本人であることまたはご本人の代理人であることを確認するため
5. お客様に対し、お取引結果、お預かり残高などのご報告を行うため
6. お客様および取引相手先とのお取引に関する事務を行うため
7. お客様との契約、ならびに法令等に基づく権利の行使や義務の履行のため
8. 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施などによる金融商品やサービスの研究や開発のため
9. 他の事業者などから個人情報の処理の全部または一部について委託された場合などにおいて、委託された当該業務を適切に遂行するため
10. その他、お客様および取引相手先とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
11. 前各号の個人情報の利用目的にかかわらず、個人番号は「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」および「金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務」に限り利用いたします。
12. お客様との取引終了後も前各号の個人情報の利用目的の範囲内で、個人情報を利用いたします。

なお、法令により、機微情報は、適切な業務の運営その他の必要と認められる目的以外の目的では利用・第三者提供いたしません。

当社は、お客様との通話を録音することがあります。

野村證券の本・支店では防犯カメラを設置しており、防犯目的の範囲内で利用することができます。

個人データの共同利用

野村證券は、以下のとおり、お客様の個人データを共同して利用させていただくことがあります。なお、金融商品取引法その他の法令等で共同利用が制限される場合は、お客様から同意書を取得した場合等、法令等で認められた場合を除き、共同利用は行いません。

1. 共同して利用する個人データの項目

- ・お名前、ご住所、生年月日、お電話番号、職業、お取引のニーズ等のお客様に関する情報
- ・お取引内容、お預かり残高等のお客様の取引に関する情報

2. 共同して利用する者の範囲

当社の持株会社である野村ホールディングス株式会社及び同社の有価証券報告書等に記載する連結子会社

3. 利用目的

- ・野村グループとしての総合的なサービスを開発、案内、提供するため
- ・野村グループの統合的なコンプライアンス、リスクの管理等の経営管理・内部管理を行うため

4. 当該個人データの管理について責任を有する者

野村證券株式会社

野村證券の本店所在地、代表者、その他の会社概要は、ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス：<https://www.nomura.co.jp/>

以上

2022年4月

～ 目 次 ～

ストックオプション専用口座取引約款（個人のお客様用）
(1頁～11頁)

第1章 総 則 (1～2頁)

第2章 口座内証券の管理 (2～5頁)

第3章 口座内証券の売付の受託 (5～6頁)

第4章 報告・連絡 (6～7頁)

第5章 オンラインサービス (7～8頁)

第6章 電子交付等 (8～9頁)

第7章 雜 則 (9～12頁)

米国税務当局への情報提供に関する留意点について (13頁)

内部者登録について (14頁)

メールサービスのご利用について (15頁)

反社会的勢力でないことならびにマネー・ローンダリングおよび
テロ資金供与を行わないことの確約に関する同意について (16頁)

ストックオプション専用口座取引約款（個人のお客様用）

第1章 総 則

第1条（約款の趣旨）

「ストックオプション専用口座取引約款（個人のお客様用）」（以下、「この約款」といいます）は、個人のお客様（当社とストックインセンティブプランに係る事務契約等を締結した法人からストックオプションを付与された方に限ります。以下同じです）と当社の間における、専用口座に係るサービスおよび取引等の内容および権利義務に関する事項を明確にするために定めるものです。

第2条（定 義）

この約款において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによります。

- ① **ストックオプション**
報酬として発行される新株予約権その他これに類するものをいいます。
- ② **専用口座**
ストックオプションの行使によって発行される有価証券（これに代えて、または加えて交付される有価証券を含みます。以下、「対象証券」といいます）を管理するための口座をいいます。
- ③ **届出印鑑**
当社との手続きに利用するものとして届出ていただく印鑑をいいます。
- ④ **事故証券**
偽造された有価証券、除権判決が確定した有価証券および失効後の有価証券その他の無効な有価証券、ならびに盗難届の提出、公示催告の申立てまたは株券喪失登録の請求等によって円滑な取引に支障のある、またはその恐れのある有価証券をいいます。
- ⑤ **振替有価証券**
社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます）に定める振替に係る機関（以下、「振替機関」といいます）が取り扱うもので、振替法の定めに従い、その権利の帰属が定まる有価証券をいいます。
- ⑥ **株券等**
株券および信託受益証券を併せていいます。
- ⑦ **株式等**
株式および信託受益権を併せていいます。
- ⑧ **権利確定日**
株主または受益者（以下、併せて「株主等」といいます）としての権利を享受する者を定める基準日をいいます。
- ⑨ **オンラインサービス**
第5章の規定等に則って当社が提供する、インターネットを利用した有価証券の取引や証券情報等に係るサービスの総称をいいます。
- ⑩ **ログインパスワード**
オンラインサービスの利用がお客様の意思によることを確認する手段として使用する、文字、数字または記号の列をいいます。
- ⑪ **取引パスワード**
オンラインサービスでの取引および手続きがお客様の意思によることを確認する手段として使用する、文字、数字または記号の列をいいます。
- ⑫ **ワンタイムパスワード**
当社が定める一定のオンラインサービスでの取引および手続きがお客様の意思によることを確認する手段として使用する、数字の列をいいます。
- ⑬ **電子交付等**
第6章第37条(1)で定める対象書面について、その交付に代えて、当該書面に記載すべき事項（本号および第6章において「記載事項」といいます）を、第6章第38条に掲げるいずれかの方法（以下、「電磁的方法」といいます）により提供するサービスをいいます。

第3条（反社会的勢力でないことならびにマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を行わないことの確約）

- (1) お客様が、当社のサービスの利用を申込む場合または当社と有価証券の売買その他の取引等を行う場合や当社のサービスを利用する場合は、次に掲げる事項を確約いただきます。
 - ① 日本証券業協会の「定款の施行に関する規則」に定める反社会的勢力（以下、単に「反社会的勢力」といいます）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
 - ② 反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力に対して資金を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与をせずまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有せず、かつ将来にわたっても利用等しないこと
 - ③ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、虚偽の風説を流布し、偽計を用い、もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為等を行わないこと
 - ④ 当社に預け入れようとする資金等が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「犯罪による収益」に該当しないこと
 - ⑤ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律その他関連法令に違反する等、マネー・ローンダリ

- ングまたはテロリストへの資金供与を行わないこと
- ⑥ 日本、米国その他外國又は国際機関等が定める経済制裁対象者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各國法等に基づき禁止される取引を行わないこと
- (2) 前項の場合、ならびに当社が必要と判断した場合において、当社は、お客様に対し、資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断した事項を確認するために情報提供を求めることがあります。

第4条（契約締結の条件）

- (1) 当社の定める方法でお客様が専用口座の設定を申し込み、当社が承諾すると、対象証券の専用口座における管理に係る契約（この約款の規定等を内容とします。以下、「専用口座契約」といいます）が締結されます。
- (2) 前項の申し込みの際は、当社の定める本人確認書類の提出、届出印鑑の届出その他の当社が定める手続きを要します。
- (3) お客様が外国人である場合は、(1)の申し込みに際し、その旨をお知らせください。
- (4) (1)の契約が締結されると専用口座が設定され、この契約に則って対象証券の管理を当社に委託できることとなります。
- (5) 専用口座は、法令および振替機関の定めに則って取扱います。

第4条の2（取引の制限）

相当な期間、取引がない場合、本章第50条(1)③～⑪に定める事由またはこれに準じる事由があると当社が相当の事由をもって判断した場合、本章第50条(1)および本条に基づき当社がお客様に情報提供を求めたときに、お客様が当社が必要と認める情報提供を十分に行わない場合、その他当社が相当な事由をもって判断した場合においては、当社は、お客様に通知することなく、入出金を含むお客様の取引またはサービスの提供の全部または一部を停止または制限することがあります。取引またはサービスの提供を再開するにあたり、当社は、お客様に対し、改めて本人確認に必要な事項、または資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断した事項に関する情報提供を求めることがあります。

第5条（変更・喪失手続）

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、ただちに当社に届出るものとします。
- ① 届出印鑑を喪失したとき
 - ② 届出印鑑、住所（居住地国を含む）、氏名、個人番号その他申込書等の記載事項や届出事項等を変更するとき
 - ③ 家庭裁判所の審判により、後見、保佐、補助が開始されたとき
 - ④ 成年後見監督人が選任されたとき
 - ⑤ 任意後見監督人が選任され任意後見が開始されたとき
- (2) 振替機関からお客様の住所、氏名または国籍の変更等を通知された場合は、お客様から前項の届出があったものとみなします。
- (3) 申込書等の記載事項や届出事項の変更手続きに際し、印鑑登録証明書、戸籍の個人事項証明（戸籍抄本）その他の当社の指定する書類をご提出等願うことがあります。
- (4) 本条に係る届出があった場合は、相当の手続きが完了するまで、お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引には応じません。

第2章 口座内証券の管理

第6条（口座内証券の管理）

- (1) 専用口座契約に基づいて管理する対象有価証券（以下、「口座内証券」といいます）は、法令に則り、当社資産とは分別して、原則として専ら専用口座で管理します。
- (2) 専用口座には、対象有価証券以外の有価証券は受入れません。
- (3) 事故証券をお預かりすることはできません。
- (4) 口座内証券のうち、振替有価証券へ移行したものについては、振替機関で保管します。
- (5) 口座内証券のうち、振替有価証券でないものは、原則として当社または当社が委託する業者において安全確実に保管します。
- (6) お客様が指定された名義に書換済みである株券や、単元未満の株券は、当分の間、当社で保管することができます。
- (7) 口座内証券への担保権の設定は、当社の定める方法で行うものとします。
- (8) 口座内証券について、振替機関が振替有価証券へまとめて移行させる場合は、お客様から特段の異議がない限り、次の事項に同意いただいたものとみなされます。
- ① 当社がお客様に代わり、振替受入簿への記帳の申請その他の移行に係る手続きを行うこと
 - ② ①の手続きに際し、一定期間、その証券の移動を制限されることがあること
 - ③ ①の手続きを、当社の権利を記帳する口座を通じて行う場合があること
- (4) 振替機関が名義書換の請求を行った振替機関名義の振替有価証券であって、振替機関の特別口座に記帳された振替有価証券について、発行者に対し、特別口座の設定について振替機関との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替有価証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、振替機関に対し、当該請求に係る協力を依頼すること
- (9) 口座内証券が振替有価証券に移行した場合、当該券面の返還には応じられなくなります。

第7条（混合保管に関する同意事項）

- (1) 前条(5)によって保管する有価証券については、次の事項に同意いただいたものとみなされます。
- ① お預かりした有価証券と同銘柄の有価証券に対し、その有価証券の数または額に応じて共有権もしくは準共有権を取得すること
 - ② 新たに有価証券をお預かりするときまたはお預かりしている有価証券を返還するときは、その有価証券のお預かりまたは返還について、同銘柄の有価証券をお預かりしている他のお客様と協議を要しないこと
 - ③ 大券で保管を行うことがあること
- (2) 前条(4)によって保管する有価証券については、次の事項に同意いただいたものとみなされます。
- ① 専用口座に記帳された預託株数等の数量は、質権者である当社の質権口の振替口座簿に記帳され、その口座に記帳された数量に応じた有価証券を占有しているものとみなされること
 - ② 他の口座へ振替え、その旨を記帳したときにその有価証券が返還されたものとみなされること

第8条（口座内証券の振替）

- (1) お客様は、振替機関の定める単位の整数倍の口座内証券について、当社に対し、所定の方法により振替の申請（法令の規定により禁止されたものその他振替機関が定めるものを除きます）をすることができます。ただし、次に掲げる振替については申請に応じられません。
- ① 当該振替機関が振替を行わないものとした日における振替
 - ② 振替先として申請された口座管理機関等が受け付けない振替
 - ③ 差押えを受けたものその他の法令の規定により、振替またはその申請を禁止されたもの
- (2) 前項ただし書にかかわらず、当社が振替機関に有する口座において記帳される当該口座内証券の総量が変動しないときは、振替の申請に応じることができます。
- (3) 当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、振替機関に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が振替機関に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- (4) お客様が口座内証券の担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を設定する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が振替機関に登録されているか否かについての照会をすることがあります。
- (5) お客様が当社に対する口座内証券の担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、振替機関に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が振替機関に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

第9条（振替機関への通知に係る処理）

- (1) 振替有価証券については、お客様の届出による住所、氏名、生年月日、振替有価証券の数量その他振替機関の定める事項を、振替機関に通知することができます。
- (2) お客様が他の口座管理機関に保護預り口座等を設定している場合、前項によって振替機関に通知した情報は、当該他の口座管理機関に通知することができます。
- (3) お客様が当社に対して届出を行った氏名または住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。
- (4) 当社は、お客様が発行者に対して代理人選任届などの届出を行うときは、当社が発行者に対し、その取次ぎを行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。
- (5) 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替有価証券については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。
- ① 総株主通知、総投資主通知
 - ② 個別株主通知、個別投資主通知
 - ③ 株主総会資料、投資主総会資料の書面交付請求（第7項に規定する書面交付請求をいいます）
- (6) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第3項の申出をいいます）の取次ぎの請求をすることができます。
- (7) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託および投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。
- (8) 当社は、振替有価証券について、振替機関に対し、振替機関が定めるところにより、株主等確定日における株主等（なお、登録株式等質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下、「通知株主等」といいます）の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替有価証券の銘柄および数量、その他振替機関が定める事項を報告します。
- (9) 振替機関は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主等の通知対象となる銘柄である振替有価証券の発行者及び受託者に対し、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替有価証券の銘柄および数量、その他振替機関が定める事項を通知します。この場合において、振替機関は、通知株主等として報告したお客様について、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- (10) 当社は、振替有価証券の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第198条第1項に規定する株主または登録株式質権者である旨を振替機

関に通知したときは、振替機関がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第10条（名義書換等の手続きの代行等）

当社は、ご依頼があるときは、株券の名義書換、併合または分割、株式無償割当て、単元未満株式の発行者による買取または買増、株主総会資料、投資主総会資料の書面交付請求等に係る手続きの代行、その他発行会社や振替機関等への各種取次を行います。

第11条（振替有価証券の手続きの代行等）

- (1) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記帳されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の買増請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、振替機関が定める取次停止期間は除きます。
- (2) 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の買増請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、振替機関の定めるところにより、すべて振替機関を経由して振替機関が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、振替機関が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
- (3) お客様が(1)の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請があったものとして取扱います。
- (4) お客様が(1)の単元未満株式の発行者への買増請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買増請求に係る発行者の売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
- (5) お客様が(1)の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請があったものとして取扱います。
- (6) 当社は、振替有価証券の発行者に係る合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記帳を行います。
- (7) 当社は、取得条項が付された振替有価証券の発行者が、当該振替有価証券の全部を取得しようとする場合には、振替機関の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記帳を行います。

第12条（口座内証券の返還）

- (1) 口座内証券の返還の請求は、当社に対する債務を全て履行した上、当社の定める手続きによって行っていただきます。
- (2) 他の口座へ振替えるべき旨の請求（売付注文を行うことも含みます）は、前項の返還の請求に含まれます。
- (3) 前2項にかかわらず、お客様が当社に対して債務を負う場合に口座内証券の売付を注文するときは、売付代金を当該債務に充当することを条件として、これに応じるものとします。

第13条（振替口座簿記帳事項の証明書の交付または情報提供の請求）

- (1) お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記帳されている事項を証明した書面（振替法第277条に定める書面をいいます）の交付を請求することができます。
- (2) 当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記帳されている事項を証明した書類の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接または振替機関を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付または当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

第14条（配当金等に関する取扱い）

- (1) お客様は、金融機関預金口座または株式会社ゆうちょ銀行から設定を受けた口座（以下、「預金口座等」といいます）への振込みの方法により配当金（振替投資口にあっては分配金、振替上場投資信託受益権にあっては収益分配金。本条において同じ）を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金を受領する預金口座等の指定（以下、「配当金振込指定」といいます）の取次ぎの請求をすることができます。
- (2) お客様は、前項の配当金振込指定の取次ぎの請求をする場合には、当社に対し、次のいずれの方式を利用するかを示していただきます。
 - ① 当社および振替機関を経由して、お客様が銘柄ごとに発行者に登録した預金口座等への振込みにより、配当金を受領する方式（以下、「単純取次方式」といいます）
 - ② 当社を経由して振替機関に登録した金融機関預金口座（以下、「登録配当金受領口座」といいます）への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金を受領する方法（以下、「一括振込方式」といいます）
 - ③ お客様が発行者から支払われる配当金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために設定する振替決済口座に記帳された振替有価証券の数量（当該発行者に係るものに限ります）に応じて当社に対して配当金の支払いを行うことにより、お客様が配当金を受領する方式（以下、「比例配分方式」といいます）
- (3) お客様が前項の比例配分方式による配当金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。
 - ① お客様の振替決済口座に記帳がされた振替有価証券の数量に係る配当金の受領を当社または当社があらかじめ

め再委託先として指定する者に委託すること

- ② お客様が振替決済口座の設定を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に設定された振替決済口座に記帳された振替有価証券の数量に係る配当金の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること
 - ③ 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関および当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと
 - ④ お客様に代理して配当金を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金を受領するためには指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金の受領割合等については、発行者による配当金の支払いの都度、振替機関が発行者に通知すること
 - ⑤ 発行者が、お客様の受領すべき配当金を、振替機関が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金支払債務が消滅すること
 - ⑥ お客様が次に掲げる者に該当する場合には、比例配分方式を利用することはできないこと
イ 振替機関に対して比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者
ロ 振替機関加入者
 - ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替有価証券であるものに限る）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者または会社法第223条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
- (4) 一括振込方式または比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金振込指定の単純取次方式による配当金振込指定の取次ぎを請求することはできません。
- (5) 配当金と同時に株式分割、株式併合等振替機関の定める事由により支払われる株式の端数の処理代金については、当該配当金に準じて処理されます。
- (6) 本条に定めるもののほか、配当金等の取扱いは、法令および当該有価証券の振替機関の定めに則って取扱います。

第15条（振替機関からの通知に伴う振替口座簿の記帳内容の変更に関する同意）

振替機関から当社に対し、お客様の氏名の変更があった旨、住所の変更があった旨、またはお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等（以下、「外国人等」といいます）である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記帳内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

第16条（当社の連帯保証義務）

振替機関が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- ① 振替有価証券（分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債を除きます。）の振替手続を行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記帳されたにもかかわらず、振替法に定める超過記帳に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替有価証券の超過分（振替有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます）のうち、振替有価証券の元金、償還金、利金および収益分配金等の支払いをする義務
- ② 分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額を超過して振替口座簿に記帳されたにもかかわらず、振替法に定める超過記帳に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振替国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振替国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振替国債の超過分（振替国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- ③ その他、振替機関において、振替法に定める超過記帳に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第3章 口座内証券の売付の受託

第17条（売買注文の受託）

- (1) 専用口座においては、有価証券の売買注文については、口座内証券の売付のご注文のみをお受けいたします。
- (2) 金融商品取引所における売付（以下、「取引所取引」といいます）の受注は、当該取引所の定める受託契約準則（以下、単に「受託契約準則」といいます）に則って行います。
- (3) (1)の注文は、原則として、あらかじめそのご注文に係る有価証券の全部をお預けいただいた上で、お受けいたします。
- (4) ご注文に係る有価証券の全部または一部をお預かりしていない場合、取引所取引については受託契約準則の定める时限までに、その他の取引については当社の定める时限までに、売付有価証券をお預かりします。
- (5) お客様が売付注文を行う場合、天災地変もしくは政变等による著しい社会秩序の混乱、金融商品取引所その他の市場における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等があるときは、注文執行の停止または受けた注文の取消が行われうることを了解の上、これを行ふものとします。

第18条（受注できない場合）

- (1) 事故証券については、お預かりしたり、売付等を受注したりすることはできません。
- (2) 第5条に係る届出があった場合は、相当の手続きが完了するまで、口座内証券のお客様による売付の注文等には応じません。
- (3) 前各項によるほか、次のいずれかに該当する場合は、ご注文をお受けしないことがあります。
 - ① 注文の内容が法令またはこの約款の定めのいずれかに反し、または反するおそれがあると当社が判断するとき
 - ② 売買規制等により、注文を執行できないとき
 - ③ お客様が、当社がこの約款に基づき求めた情報提供に対し、当社が必要と認める情報提供を十分に行わないとき
 - ④ 本章50条(1)③～①に定める事由またはこれに準じる事由があると当社が相当の事由をもって判断したとき
 - ⑤ 前各号に掲げる事由のほか注文を執行することが適当ではないと当社が相当の事由をもって判断したとき
- (4) 電子メールによるご注文はお受けできません。

第19条（有効期間）

- (1) 有価証券の売付注文の有効期間は、その注文を受付けた時点以降、当社が定める範囲内でお客様が指定された日までとします。
- (2) ある銘柄についていたいた取引所取引の注文のうち、その取引所における取引終了時に一部の取引のみが成立している場合は、その注文の有効期間はその日までで打切られます。

第20条（注文内容の明示）

- (1) 口座内証券の売付のご注文の際は、口座内証券の売付注文である旨、銘柄、数量、価格、注文の有効期限、執行する市場の別その他、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。
- (2) 前項が遵守されない場合は、ご注文が執行されないことがあります。
- (3) 当社が必要と判断したときは、注文書をご提出いただく場合があります。

第21条（注文の執行）

- (1) 有価証券の売付の注文を受付けた場合は、相当の時間内に執行します。
- (2) 売付注文について次のいずれかの事由が生じたときは、あらかじめお客様に連絡することなく、その注文の執行をとりやめることができます。
 - ① 執行するまでに、法令またはこの約款の定めのいずれかに反することになったとき
 - ② 指値が金融商品取引所等の値幅制限を超えるとき
 - ③ 公正な価格形成に弊害をもたらす内容のものと当社が判断するとき
 - ④ 有効期間の中途で、金融商品取引所等または当社が当該銘柄の売買を規制したとき
 - ⑤ お客様が、当社がこの約款に基づき求めた情報提供に対し、当社が必要と認める情報提供を十分に行わないとき
 - ⑥ 本章50条(1)③～①に定める事由またはこれに準じる事由があると当社が相当の事由をもって判断したとき
 - ⑦ 前各号に掲げる事由のほか注文を執行することが適当ではないと当社が相当の事由をもって判断したとき

第22条（金銭の取扱い）

- (1) 専用口座においては、金銭については、原則として口座内証券の売付に係る円貨のみを取扱います。
- (2) 金銭の返還の請求は当社の定める手続きによって行うものとし、返還はお客様が自己名義で日本国内に開設する預金勘定への振込によって行うものとします。
- (3) 専用口座でお預かりする金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等はお支払いいたしません。

第4章 報告・連絡

第23条（取引報告書等）

- (1) ご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、取引報告書を遅滞なくお渡しします（郵送または電子的な方法による場合を含みます。以下、本条において同じ）。
- (2) 当社は、四半期に1回以上、期間内の取引の経過ならびに期末の口座内証券および預り金の残高を記した取引残高報告書をお渡しします。
- (3) 前項にかかわらず、お取引がない場合は、取引残高報告書をお渡しする頻度を1年に1回以上とすることがあります。ただし、専用口座に残高がないときは、取引残高報告書をお渡しすることを省略することができます。
- (4) 取引残高報告書をお渡しした後、15日以内にご連絡がなかった場合は、記載事項すべてについてご承認いただいたものとみなされますので、取引残高報告書を受取ったときは、速やかに内容を確認してください。

第24条（その他の報告）

- 第6条(5)但し書または(6)によって当社で保管する口座内証券については、前条によるほか、名義書換または提供を要する場合にその期日をお知らせします。

第25条（報告に不審がある場合の連絡）

当社からの報告書や連絡の内容その他、お取引に係る事項に不審な点があるときは、速やかにお取引店の責任者に直接ご連絡ください。

第26条（報告・連絡の効力）

お客様の届出住所あてに行なった報告や連絡等が、転居、不在その他お客様の事情によって延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に到着したものとして取扱えるものとします。

第5章 オンラインサービス

第27条（契約締結の条件）

次の条件を満たすお客様が当社の定める方法でオンラインサービスの利用を申込み、当社が承諾すると、オンラインサービスの利用に係る契約（本章の規定等を内容とします。以下、「オンラインサービス契約」といいます）が締結され、この契約に則ってオンラインサービスを利用できることとなります。

- ① 日本国内に居住していること
- ② 当社の定める通信形態および端末等によってインターネットを利用できる環境にあること
- ③ ログインパスワードおよび取引パスワードによる認証方式を利用できる環境にあること。ただし、ワンタイムパスワードをご利用のお客様は、前段に加え、ワンタイムパスワードによる認証方式を利用できる環境にあること

第28条（サービスの範囲）

- (1) オンラインサービス（以下、本章において「本サービス」といいます）においては、インターネットを利用して、口座内証券の売付の注文、金銭の引出請求等および証券投資情報等の利用を行うことができます。
- (2) 本サービスによる売付の注文（以下、本章において単に「売付注文」といいます）を受付ける取引は、取引所取引については普通取引とし、他の取引については当社が別に定めるものとします。
- (3) 売付注文を受付ける銘柄は、当社が別に定めます。
- (4) 売付注文を受付ける数量は、当該銘柄のうち、お客様が当社に設定した口座において管理されている数量の範囲内で当社が定めるものとします。
- (5) 本サービスにおいて金銭の引出請求を受付ける金額の上限は、当社が別に定めます。
- (6) 本サービスにおいて提供する証券投資情報等は、当社が別に定めます。
- (7) 本サービスを利用できる期間および時間帯は、当社が別に定めます。

第29条（サービス提供の前提）

- (1) 本サービスを利用する旨の申込みを受けた場合は、ログインパスワードおよび取引パスワードを、届出ている住所宛の郵送物で通知します。
- (2) 本サービスを利用する場合は、当社の定める画面を通じてログインパスワードおよび取引パスワードを入力する必要があります。ワンタイムパスワードをご利用のお客様は、当社の定める取引または手続きを行う場合、ログインパスワードまたは取引パスワードに加えて、ワンタイムパスワードを入力する必要があります。

第30条（利用条件）

- (1) オンラインサービス契約を締結しているお客様（以下、本章において単に「お客様」といいます）は、次の条件をすべて満たした場合に本サービスを利用できます。
 - ① 日本国内に居住していること
 - ② 当社の定める通信形態および端末などによってインターネットを利用できる環境にあること
 - ③ オンラインサービス契約を締結した後、本サービスの提供の前提として当社が求める手続きを完了していること
 - ④ 本サービスの利用がお客様の意思によることの確認（以下、本章において「本人確認」といいます）が正常に行われること
- (2) 本サービスの利用のために必要となる通信用の機器その他の環境は、お客様の責任においてお客様に用意していただきます。
- (3) お客様が未成年者である場合、当社の定める一部のサービスについては、ご利用いただけません。

第31条（本人確認）

- (1) お客様が本サービスを利用する場合は、ログインパスワードおよび取引パスワードの入力が確認されると、本人確認が行われたものとみなされます。ワンタイムパスワードをご利用のお客様は、当社の定める取引または手続きを行う場合、ログインパスワードまたは取引パスワードに加えて、ワンタイムパスワードの入力が確認されると、本人確認が行われたものとみなされます。

第32条（ソフトウェアの取扱い）

- (1) 当社はお客様に対し、本サービスの利用のためのソフトウェアを配布することができます。
- (2) 本サービスに係るソフトウェア（プログラムおよびデータの全部または一部を含みます。以下、本章において同じ）に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利はその供給源に属し、第三者に譲渡、質入れもしくは貸与し、または複製もしくは加工することはできません。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

せん。

- (3) 前項に反する状況があるものと当社が判断した場合は、本サービスの提供を中止します。

第33条（注文の受付および取消）

- (1) お客様が端末から売付注文を入力した場合は、お客様に対して即時に注文内容の確認を求めます。
- (2) 前項の場合にお客様が確認した旨を入力し、当社が受信すると、その時点で売付注文を受付けたこととなります。
- (3) 売付注文の本サービスによる取消または訂正の申込み（以下、本章において「取消等」といいます）は、当社が定める時間および銘柄の範囲内に限って受付けます。
- (4) 取消等を受付ける手続きは、(1)および(2)が定めるところに準じます。
- (5) 前2項による取消等が受付されない場合でも、営業時間中にお取引店へご連絡いただくことにより、ご対応できことがあります。
- (6) 売付注文または取消等（以下、本章において併せて「注文等」といいます）は、次に該当する場合は受付けません。
- ① お客様が、金融商品取引所等による売買取引の停止の際に効力を失わせる条件を付そうとするとき
- ② お客様がシステムの障害、通信回線の混雑等によってオンラインサービスを利用できないとき（ただし、お取引店に直接ご連絡いただくことにより、注文等を受付けます）

第34条（注文の照会）

- (1) 注文等の内容および執行の結果は、本サービスにおける注文照会の画面で確認してください。
- (2) 取引報告書および前項の注文照会の画面以外の方法で注文等の結果等を連絡すべき旨のご請求には、原則として応じられません。

第35条（情報利用の制限）

- (1) お客様は次のことを行わないものとします。
- ① ログインパスワード、取引パスワードおよびワンタイムパスワード等を第三者の利用に供すること（お客様が代理人等を用いる場合において、その代理人等が権限の範囲内で利用を行う場合を除きます。②において同じ）
- ② 本サービスを第三者と共同して利用すること
- ③ 本サービスにおいて提供する証券投資情報等をお客様の取引の資料以外の営業での利用、または第三者に提供する目的で加工もしくは再利用すること
- (2) 前項に反する状況があるものと当社または金融商品取引所等が判断した場合は、本サービスの提供を中止します。

第6章 電子交付等

第36条（利用に係る契約の締結）

当社の定める方法でお客様が電子交付等の利用を申し込み、当社が承諾すると、電子交付等の利用に係る契約（本章を内容とするものであり、以下、本章において「本契約」といいます）が締結され、本契約に則って電子交付等を利用できることとなります。

第37条（対象書面）

- (1) 電子交付等の対象となる書面（以下、「対象書面」といいます）は、金融商品取引法等に規定されている書面および当社が交付するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社ホームページ等に掲載した書面とします。
- (2) 電子交付等は対象書面について一括で利用するものとし、書面ごとに利用できないものとします。
- (3) 当社が対象書面を追加する場合は、追加する書面を当社ホームページ等に掲載します。当該掲載後は、第41条第1項にもとづき本契約が終了しないかぎり、追加した書面についても電子交付等を利用するものとします。

第38条（電子交付等の方法）

- 対象書面の電子交付等は、次に掲げる電磁的方法のうち、当社が定めるいずれかの方法により行います。
- ① 当社の使用に係る電子計算機とお客様の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、お客様の使用に係る電子計算機に備えられたお客様ファイル（専らお客様の用に供せられるファイルをいいます。以下同じです）に記録する方法
- ② 当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供し、お客様の使用に係る電子計算機に備えられたお客様ファイルに記載事項を記録する方法
- ③ 当社の使用に係る電子計算機に備えられたお客様ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法
- ④ 閲覧ファイル（当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数のお客様の閲覧に供するための記載事項を記録させるファイルをいいます。以下同じです）に記録された記載事項を電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法

第39条（電子交付等の利用方法）

電子交付等を利用するためには、当社が推奨するバージョン以上のPDF形式のファイルの閲覧ソフト、および

プラウザソフト等を必要とします。

第40条（ご利用期間中の取扱い）

- 電子交付等のご利用期間中の取扱いは次のとおりとなります。
- ① 当社は、対象書面について第43条に定める書面による交付等を行う場合を除き、原則として、対象書面の書面による交付は行いません。
 - ② お客様は、対象書面の電子交付等の日から5年間、記載事項をオンラインサービスを利用して閲覧することができます。ただし、法令等の定めのある場合は、当該定めに従い、別の取扱いを行う場合があります。

第41条（本契約の終了）

- (1) お客様が、当社所定の方式により、電子交付等の利用終了の申し出をされ、当社が当該申し出を受理したとき、本契約は終了するものとします。また、オンラインサービス契約が終了した場合には、オンラインサービスに関連する本契約も終了するものとします。
- (2) 本契約が終了した場合は、既に電子交付等を行った対象書面の記載事項を消去する指図がお客様からあったものとみなし、当社で当該記載事項を消去する場合があります。
- (3) 当社は、本契約が終了した日以降、対象書面について、郵送による交付に切り替えます。ただし、対象書面ごとに、郵送による交付への切り替え時期が異なることがあります。

第42条（免責事項）

- 第7章第48条によるほか、当社は、次の損害については責を負わないものとします。
- ① 通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等、またはこれらに係る情報伝達システム等の障害により、対象書面の電子交付等の取扱いができなくなったことによる損害
 - ② 天災地変、政変等の不可抗力、その他当社の責に帰すことができない事由により対象書面の電子交付等の取扱いが遅延し、または不能となったことにより生じた損害

第43条（書面による交付等）

当社は、法令等の変更があったとき、監督官庁から指示があったとき、または当社が必要と判断したときは、電子交付等に代えて、既に電子交付等を行った対象書面も含めて、書面による交付等を行う場合があります。

第44条（その他）

本章に定めのない事項については、「ストックオプション専用口座取引約款（個人のお客様用）」の規定に則り取扱います。

第7章 雜 則

第45条（諸料金・諸費用）

- (1) お客様の注文に基づく有価証券の売買等が成立したときは、当社があらかじめ定める手数料等をいただきます。
- (2) 有価証券の受入もしくは返還（お客様の指定する口座との間の有価証券の振替による場合を含みます）または金銭の返還を行うにあたって、返還を過度に繰り返す行為があった場合などの他、当社の定めによって料金をいただくことがあります。
- (3) 第13条の振替口座簿記帳事項の証明書の交付、第10条の名義書換等の手続きの代行等については、当社の定めによって手数料をいただくことがあります。
- (4) 当社が提供するサービスの提供開始後には、お客様がその提供に係る契約を解約しても、原則として減額いたしません。
- (5) その他各種証明書の発行等、お客様のご希望に従って特別な取扱いをしたときは、これに要した実費を頂戴できるものとします。
- (6) 前各項の諸料金または諸費用のお支払に不足がある場合は、次の措置をとることがあります。
 - ① お客様からの預り金を充当する措置
 - ② 口座内証券の返還その他の取引を停止する措置
 - ③ お客様へのサービス提供を停止する措置

第46条（公示催告等の調査の免除）

口座内証券に係る公示催告の申立て、除権判決の確定および喪失登録等についての調査およびご通知はいたしません。

第47条（米国税務当局への情報提供に係る同意）

お客様は、お客様がアメリカ合衆国（以下、この条において「米国」といいます）の税法上の米国人（米国市民または米国居住者をいいます）に該当する場合（その可能性があると判断される場合を含みます）には、次の事項に同意するものとします。

- ① 当社が米国の税務当局に、お客様の情報（住所、氏名、お預り資産の状況、取引履歴、米国納税者番号その他の必要なものに限ります）を提供すること
- ② 前号によるお客様情報の提供は米国の Foreign Account Tax Compliance Act（外国口座税務コンプライアンス法）および同法に関する日本国当局と米国当局の声明の趣旨に沿ってなされ、お客様の情報は米国

税務当局により税務執行の目的で利用されること

第48条（免責事項）

- (1) 当社は、次の損害については責を負わないものとします。
- ① 天災地変もしくは政变等による著しい社会秩序の混乱、金融商品取引所その他の市場における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事情による損害
 - ② 電信または郵便の誤謬または遅延、金融商品取引所等または情報を伝達する機器もしくは機関における不具合（ただし、当社の責に帰するものを除きます）その他、当社の責に帰すことができない事情による損害
 - ③ この約款または法令の定めに則って、取引もしくはサービスの提供が停止・制限され、もしくは取引内容が変更され、または契約が解約されたことによる損害
 - ④ 証書等に押捺された印影を届出印鑑の印影と相違ないものと認めて、求められた事項に応じたことによる損害
 - ⑤ 当社の定めるところにより本人確認を行い本人と認めて、求められた事項に応じたことによる損害
 - ⑥ 証書等に押捺された印影が届出印鑑の印影と相違するため、求められた事項に応じなかつたことによる損害
 - ⑦ 当社の定めるところにより本人確認を行ったが本人と認められなかつたため、求められた事項に応じなかつたことによる損害
 - ⑧ 届出印鑑の喪失についての届出、氏名、住所（居住地国を含む）、その他のお届出事項の変更についての届出がなされる前に生じた損害
 - ⑨ 受注後、相当の時間内に注文を執行したにもかかわらず、当該時間中に生じた市場価格の変動等による損害
 - ⑩ 売買の注文を取消し、または変更する申込みを受けた後、相当の時間内に処理を行ったにもかかわらず、元の注文に係る取引が成立したことによる損害
 - ⑪ 第24条に定める期日を通知したにもかかわらず、その期日までに名義書換等の手続きのご依頼がなかつたことによる損害
 - ⑫ 口座内証券について、お預かり当初から瑕疵またはその原因となる事実があつたことによる損害
 - ⑬ 口座内証券が、除権判断または株券の失効等により無効となつたことによる損害
 - ⑭ 当社が金銭をお客様の振込指定口座、またはお客様が別に指定した口座に振込んだことによる損害
 - ⑮ 家庭裁判所の審判による後見、保佐、補助の開始、成年後見監督人の選任、任意後見監督人の選任による任意後見の開始についての届出がなされる前に生じた損害
- (2) 前項によるほか、当社および金融商品取引所等は、オンラインサービスに関する場合は、次のいずれかによる損害についても、直接的に生じたか間接的に生じたかを問わず、その責を負いません。
- ① オンラインサービスにおいて提供する情報の誤謬または欠陥（当社または金融商品取引所等の故意または重大な過失によるものを除きます）
 - ② 通信機器、通信回線、インターネットまたはコンピュータ等の障害による、オンラインサービスの提供の停止もしくは遅延、または提供される情報の誤謬もしくは欠陥
 - ③ 金融商品取引所等が公正な価格形成または円滑な流通を阻害し、または阻害するおそれがあると判断したために行われる、情報提供の全部もしくは一部の中止、または提供する情報の変更
 - ④ 前各号に掲げる事由のほか、やむを得ない事由によるオンラインサービスの提供の中止、中断または内容等の変更
 - ⑤ 電話回線、専用回線等の通信経路で盗聴がなされたこと等によるログインパスワード、取引パスワード、ワンタイムパスワードまたは取引情報等の漏洩
 - ⑥ お客様の使用するコンピュータ（当社が配布したものか否かを問いません）または通信機器等の不具合等
 - ⑦ 第31条による本人確認が完了した後に、当社が求められた事項に応じたこと
 - ⑧ 第31条による本人確認が完了しないため、当社が求められた事項に応じなかつたこと

第49条（約款の改定）

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第50条（解約事由）

- (1) 次のいずれかに該当した場合は、専用口座契約は解約されます。
- ① お客様が当社の定める方法で当社に解約を通知した場合
 - ② 専用口座に金銭および有価証券の残高がないまま、当社の定める期間を経過し、かつ、当社がこの約款に基づくサービスを終了させる措置を取ったとき（別に定める「ストックオプションローン利用規約」に則ったローンの供与に係る契約が存続しているときを除きます）
 - ③ 法令に基づく本人確認ができないときその他、法令諸規則またはこの約款に基づいて求める事項にお客様が応じていただけなかつたとき
 - ④ お客様が、1章3条に基づき行った確約またはこの約款に基づき求められた事項の申告に関して、違反ないしは虚偽の申告をしたと相当の事由をもつて当社が判断し、当社が解約を申し出たとき
 - ⑤ 当社が本章3条(2)に基づきお客様に情報提供を求めた場合で、お客様が当社が必要と認める情報提供を行わなかつたとき
 - ⑥ お客様が犯罪による収益等の隠匿または收受等に関与したと当社が相当の事由をもつて判断したとき
 - ⑦ お客様またはお客様の代理人が反社会的勢力に該当すると相当の事由をもつて当社が判断し、当社が解約を

申し出たとき

- ⑧ 当社が、解約を行うことが適当と認められる以下の事由があると、相当の事由をもって判断し、当社が解約を申し出たとき
イ お客様またはお客様の代理人が反社会的勢力を利用している、反社会的勢力に対して資金を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与をしている、または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
□ お客様が自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関する脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、虚偽の風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為等を行ったとき
ハ お客様が、不公正な取引、相場操縦行為、相場の変動を図ることを目的とした風説の流布、インサイダー取引等金融商品取引法が禁止している行為を行い、この約款に基づく取引を継続することが相当でないとき
ニ お客様が、犯罪による収益等を、生計の維持、財産の形成または事業の遂行に利用したとき
ホ お客様が、その有するいずれかの口座を、自らのまたは第三者の犯罪による収益等の預託を実質的な目的として利用しているとき
ヘ お客様が、人の生命、身体等に危害を加える行為を行い、または、かかる行為を行う可能性を示唆するなどの加害・迷惑行為を行うなどして、当社として適正な取引関係を継続することが困難となったとき
⑨ 前各号のほか、当社がお客様との取引またはサービスの提供を継続することが困難であると相当の事由をもって判断し、当社が解約を申し出たとき
⑩ 当社が当該契約に係る業務を営めなくなり、または当該業務を終了したとき
⑪ 法令諸規則等に照らして合理的な事由に基づき、当社が一定の猶予期間において当該契約の解約を申し出、その期間を経過したとき
(2) オンラインサービスが不正に使用されるおそれがあるものと判断したときは、当社はオンラインサービスの使用を制限し、またはオンラインサービスを解約することができます。

第51条（解約時の取扱い）

- (1) 専用口座契約が解約された場合は、当社に対する債務を全て履行していただいた上、当社の定める方法により、専用口座において管理している資産の返還(お客様の指定する口座への振込または振替を含みます)を行います。
(2) 前項による資産の返還に費用を要する場合、当社は、お客様に対し、当社の要した実費の支払いを請求することがあります。
(3) 口座内証券のうち、原状による返還が困難なもの等については、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行った上、精算金の返還を行います。
(4) お客様は解約後速やかに前3項で必要とされる手続を行うものとします。
(5) (1)による資産の返還および(3)による精算金の返還によって、お客様の口座の金銭および有価証券の残高がなくなった場合、お客様の口座は閉鎖されます。

第52条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替有価証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第53条（合意管轄）

この約款に関するお客様と当社の間の訴訟については、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

【附則】

2021年3月1日以降、第37条第3項、第40条2号および第44条を以下の通り、改定し適用します。

第37条（対象書面）

- (1)～(2) (省略)
(3) 当社が対象書面を追加する場合は、追加する書面を当社ホームページ等に掲載します。当該掲載後は、本契約が終了しない限り、追加した書面についても電子交付等を利用するものとします。

第40条（ご利用期間中の取扱）

電子交付等のご利用期間中の取扱いは次のとおりとなります。

- ① (省略)
② お客様は、対象書面の電子交付等の日から5年間、記載事項を閲覧することができます。ただし、法令等の定めのある場合は、当該定めに従い、別の取扱いを行う場合があります。

第44条（その他）

本章に定めのない事項については、「ストックオプション専用口座取引約款（個人のお客様用）」および「【メー

ルサービスのご利用について】」の規定に則り取扱います。

以上

2022年9月

【米国税務当局への情報提供に関する留意点について】

ストックオプション専用口座取引約款（個人のお客様用）第47条に定める情報提供について、米国における個人情報保護制度に関する情報などの詳細は、当社ホームページの「個人情報保護方針」(<https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html>)をご確認ください。

当社ホームページの「個人情報保護方針」(<https://www.nomura.co.jp/guide/privacy.html>)は、下記からもご覧いただけます。



内部者登録について

お客様が、いずれかの上場会社について下の表に掲げる対象者（以下、内部者といいます）に該当する場合、日本証券業協会の規則に基づき、その旨の登録（以下、内部者登録といいます）をさせていただきます。

<新規口座開設時>

- ・会社にお勤めの方は、ストックオプション専用口座開設申込書のお勤め先、所属部署、ご役職欄へ必ず記入していただきますよう、お願ひいたします。
- ・下の表で内部者に該当するかどうかを確認していただき、ストックオプション専用口座開設申込書の内部者(役員等)の欄に「該当する・しない」のチェックをお願ひいたします。
また、該当する場合には対象となる上場会社を全て記入していただきますよう、お願ひいたします。

内部者登録は、インサイダー取引等の未然防止のために求められています。

内部者に該当する場合には、必ず「該当する」にチェックをお願ひいたします。

<口座開設後>

お客様の勤務先や役職等の変更により、内部者に該当することになった場合、内部者に該当する理由に変更が生じた場合、あるいは内部者から外れることになった場合には、お手数ですが、お取引店までご連絡願います。

	対象者
1	上場会社※1の取締役、監査役、会計参与、執行役のいずれかである（社外取締役、社外監査役を含みます） 上場投資法人（J-REIT・インフラファンド）の執行役員又は監督役員である
2	上記1に掲げる方の配偶者又は同居者である
3	いずれかの上場会社について、総株主の議決権の10%以上を保有している
4	いずれかの上場会社について、直近の有価証券報告書（半期・四半期報告書を含みます）に、大株主として記載されている
5	上場会社の親会社※2又は中核子会社※3の取締役、監査役、会計参与、執行役のいずれかである（社外取締役、社外監査役を含みます）
6	直近1年以内で上記1、5のいずれかに該当していた
7	上場会社※1、上場会社の親会社※2又は中核子会社※3において、役員に準ずる役職にある、又は役員待遇にある（執行役員、執行理事、経営役、支配人、理事等、役職名は問いません）
8	上場会社※1、上場会社の親会社※2又は中核子会社※3において、経理部、財務部、経営企画室、社長室など、その上場会社の決算、資本政策、合併・買収等に関わる部署に所属している

※1 上場投資法人（J-REIT・インフラファンド）の資産運用会社を含む

※2 上場投資法人（J-REIT・インフラファンド）の資産運用会社の主な特定関係法人を含む（特定関係法人については、日本証券業協会「上場投資法人等の資産運用会社及びその特定関係法人について」を参照）

※3 中核子会社 … 上場会社が純粹持株会社である場合の、グループの中核となる子会社

【メールサービスのご利用について】

弊社のメールサービスのご利用にあたり、以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

- ① 弊社では、パソコン・携帯電話等から所定の手続きに従ってお客様にご登録いただいたメールアドレスに、弊社からのご案内やお知らせ等の各種メールを配信いたします。
- ② メールアドレスをご登録いただいているお客様が「メール交付サービス」にご承諾されると、目論見書等の書面をメールにてお受取いただくことも可能となります。なお、一定回数以上ご登録いただいたメールアドレスにメールが届かない等メールサービスをご利用いただけない場合は、「メール交付サービス」、メールアドレスのいずれか一方又は双方の登録を解除させていただきますので、予めご了承ください。
- ③ メールアドレスを変更・削除される場合は、お客様ご自身で弊社ホームページ等からメールアドレスを変更・削除してください。
- ④ メールの受信が不要になられた場合は、お客様ご自身で弊社ホームページ等からメールアドレスを削除してください。
- ⑤ お送りするメールの内容は、（提供された）お客様限りでご使用ください。よってメールの内容のいかなる部分も、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、複製または転送等を行わないようお願いいたします。
- ⑥ 下記の要因若しくはそれ以外の要因によって、メールの不到着、遅延、誤配、情報の誤謬等が発生する場合、メールサービスのご利用ができないことがあります。予めご了承ください。また、当該ケースに係るお問い合わせについて、弊社ではお受けできない場合がありますので、重ねてご了承ください。
 - ・登録されているメールアドレスに誤りがある場合
 - ・弊社システムを含め、通信機器、通信回線、インターネット、コンピュータ（ハード・ソフト）等に関して障害が発生した場合
 - ・迷惑メール対策等の影響により、弊社からのメールが拒絶された場合
 - ・弊社が弊社以外から提供を受けている情報等に誤りがある場合
 - ・第三者が当社と偽って誤情報を送付した場合
- ⑦ 弊社からのご案内やお知らせ等の各種メールには、返信することができません。また、弊社ではメールによるご注文、ご注文や残高の照会等のお問い合わせ、ご伝言等を承ることはできません。予めご了承ください。
- ⑧ 銘柄の選択、投資の最終決定は、ご自身の判断でなさるようにお願いいたします。
- ⑨ 弊社からのご案内やお知らせ等の各種メールは、日本国内に居住する個人投資家向けのものであり、日本国内に居住されていない投資家の皆様向けに提供するものではありません。

以上

2023年4月

【反社会的勢力でないことならびに マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を行わないことの確約に関する同意について】

お客様が、初めて有価証券の売買その他の取引等に係る口座を開設される際には、「反社会的勢力でないことならびにマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を行わないことの確約」をご確認いただき、お客様から反社会的勢力でないことならびにマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を行わないことの確約をいただいております。

反社会的勢力でないことならびにマネー・ローンダリング およびテロ資金供与を行わないことの確約

1. 私（本口座の名義人）は、次の（1）乃至（6）の事項についてそれぞれ確約いたします。
 - (1) 現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと。
 - ① 暴力団員
 - ② 暴力団準構成員
 - ③ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ④ その他前各号に準ずる者
 - (2) 反社会的勢力を利用せず、反社会的勢力に対して資金を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与をせずまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有せず、かつ将来にわたっても利用等しないこと。
 - (3) 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為は行わないこと。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
 - (4) 貴社に預け入れようとする資金等が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「犯罪による収益」に該当しないこと。
 - (5) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律その他関連法令に違反する等、マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与を行わないこと。
 - (6) 日本、米国その他外国又は国際機関等が定める経済制裁対象者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと。

なお、私が上記の確約に違反し、または本確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴社との取引が停止され、または通知により本口座が解約されても、異議を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合であっても、一切を私の責任といたします。

2. 前項の場合、ならびに貴社が必要と判断した場合において、私は、貴社に対し、資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他貴社が必要と判断した事項を確認するための情報提供の求めに応じます。

以上
2019年7月
野村證券株式会社

当社とお取引いただく際のお約束事項が記載されています。
内容をいつでも確認できるよう、大切に保管してください。

No.19956P-L ('23.04)